少年事件の流れ

事件発生

警　察

逮捕して取り調べたり、逮捕しないまま任意で捜査する。（14歳未満の少年の場合は調査という。）

14歳以上

- 14歳以上の少年で、法定刑が懲役・禁錮などの重い犯罪
- 14歳以上の少年で、法定刑が罰金以下の犯罪

14歳未満の少年は児童相談所長に通告、または送致

検察庁

検察官の取調べ後、少年の処分について意見をつけて家庭裁判所へ

児童相談所

- 審判や保護処分が必要と判断した場合
- 児童福祉法上の措置

指導、施設入所、里親委託など

家庭裁判所

- 保護処分が必要と認められる場合
- 審判不開始
  少年が十分に改心し、もはや審判廷に呼び出す必要がないと判断された場合
- 逆送事件
  少年が凶悪な犯罪を犯し、刑事処分にすべきであると認められる場合

審　判

不処分

審判の過程において、少年が非行を克服し、保護処分の必要がないと認められた場合

検察庁

裁判所に公訴を提起するか決定。逆送事件の場合、原則として起訴

- 起　訴
- 不起訴

裁判所

大人の事件と同様に刑罰を科すか決定

保護処分

- 保　護　観　察
- 児童自立支援施設・児童養護施設送致
- 少年院送致
  - 初等少年院
  - 中等少年院
  - 特別少年院
  - 医療少年院

刑事処分

- 死　刑
  ただし、罪を犯した時18歳未満の場合は無期刑を科す
- 無期懲役・禁錮
  ただし、罪を犯した時18歳未満の場合は無期刑又は10年以上15年以上の懲役・禁錮
- 有期懲役・禁錮
  長期3年以上の有期刑をもって処断すべき時は、長期と短期を定めた不定期刑となる
- 罰金刑など